

## 第9回議会改革特別委員会会議録（要旨）

日 時	令和2年9月18日（金）午後2時～午後3時02分
場 所	長久手市役所本庁舎 2階 委員会室
出席委員	委員長 山田かずひこ      副委員長 山田けんたろう 委 員 石じまきよし      伊藤祐司      木村さゆり      富田えいじ
職務のため出席した者の職氏名	議 長 青山直道 事務局長 水野敬久      議事課長 福岡弘恵      議事係長 吉田菜穂子

### 1 あいさつ 議長

### 2 議題

#### (1) 広報広聴に関する協議の場について

（委員長） 前回、全議員で活動している瀬戸市議会、少人数で活動している稲沢市議会、知多市議会、会津若松市議会へ調査を依頼するための質問事項について会派からの意見を伺った。意見を踏まえ依頼する質問事項案を配付資料のとおり作成したので意見があれば伺う。

（委員） 瀬戸市議会質問項目7、稲沢市議会他質問事項8「SNS等を活用した情報発信はどのようなか。」について、もう少し具体的な内容のほうが回答しやすいのではないかと。例えばどのようなことを発信しているか、誰が発信しているか、市民の反応はどのようなか、どのような課題があるかなど現状を回答してもらえるような質問にしたほうがよいのではないかと。

（委員長） 瀬戸市議会質問項目7、稲沢市議会他質問事項8については、具体的な内容として①どのようなことを発信しているか。②誰が発信しているか。③市民の反応はどのようなか。④どのような課題があるか。を加えることとする。

（委員） 瀬戸市議会質問項目8、稲沢市議会他質問事項9「広聴で市民から寄せられた意見をどのように反映しているのか。」について、意見については反映できるものとできないものがあると思うので、意見を反映することを前提としないほうがよいのではないかと。

（委員） 「反映」ではなく、「対応」とすれば、反映しているものも、反映していないものも全て含まれ回答しやすいのではないかと。

（副委員長） 瀬戸市議会の場合、1回目の議会報告会で市民から意見を伺い、一般質問や委員会で取り上げ、2回目の議会報告会で市民に結果報告しPDCAサイクルがしっかりされているので質問としては「対応しているか。」という聞き

方のほうがよいと思う。

(委員長) 瀬戸市議会質問項目 8、稲沢市議会他質問事項 9 については、「広聴で市民から寄せられた意見に対してどのように対応しているのか。」とする。

(委員) 瀬戸市議会質問項目 4、稲沢市議会他質問事項 5 「一人の委員が年間に費やした延べ時間はどれくらいか。」について、延べ時間はどこまで含むのか。

(委員) 時間を書き止めていないと思うが広報広聴に費やした下調べを含めた全ての時間でよいのではないか。

(委員長) 広報広聴に関する協議の場を設置するにあたり全員で活動したほうがよいか、少人数で活動したほうがよいかの目安となればよいと思ひ設問した。

(委員) 委員会以外の資料作成、下調べなど含め費やした時間ということがわかるようにしておけばよいのではないか。

(委員長) 広報広聴に費やした下調べ等含めた時間ということがわかるような質問事項とする。

各市議会の規程等の資料を参考とし、質問事項について他に何かあれば 9 月 30 日までに議会事務局へ出してほしい。追加等あれば加えて先進地議会へ質問事項を送付する。

## (2) 議員間討議について

(委員長) 事前に高山市議会の議員間討議部分の会議録と瀬戸市議会及び犬山市議会の議員間討議の録画の内容を確認してもらっている。3 市議会とも委員会審査の流れとして、質疑・討議・(討論) 採決の順で実施している。内容を確認してもらっているので意見を伺いたい。

(委員) 議案の内容によるが、討議が必要であれば、内容について委員会で合意を得たうえで実施すればスムーズに進むのではないか。

(委員) なぜ議員間討議が実施できていないかは不明な点が多い。実施しないといけないという意識が必要である。瀬戸市議会等は、全ての議案に対して討議があるかないかを聞き、その場であれば実施しているので討議することをそこまで重く考えていないと思った。討論とどこが違うのかも思った。討論だけではいけないのであれば課題を整理して討議を行う必要がある。事前に討議を申出る必要のある申合せ事項がネックという意見は聞いている。録画等の 3 市議会は事前申請ではないと思われ議案に対する重みが違うと思った。事前に考えてこないという意見で終わってしまう。賛成討論が少ない状況で討議はしづらいかもしれない。委員会の流れとして毎回討議があるかを聞くのも方法の一つであると思う。今は事前に討議を申出ないと収拾がつかなくなるだろうということで事前に申出る申合せ事項となっている。全議員が議会基本条例に基づき議論することがよい方向に向かうと信じて行わないとできない。

(委員) 録画等を見てルールに則って行っていると感じた。議会基本条例に規定さ

れている以上実施してみて、変える必要がある申合せ事項があれば変えていけばよいのではないか。質疑後の討議はよいと思う。

(委員) 議員間討議を実施するにはハードルが高いイメージがあるが議会基本条例に規定されているのでまずは試しにやってみる。

(副委員長) 録画等を見て、淡々とした流れでやっていると思った。公開か非公開かわからないが討論採決の前に同じような討論をやっている。12月定例会でもよいので早めにやってみる。

(委員) 原則委員会でやっている以上、秘密会の手続きをしてなければ録音し公開しているはずである。

(委員) 委員個人を非難する発言をしない等のルールが必要である。

(委員長) 制限時間や発言時間等含めて最低限のルールは実施してみて加える必要がある。

(委員) 議案が討議になる内容かは選んだ方がよい。議案の賛成・反対が発生した時には議員間討議が必要かと思う。

(委員) 賛成と反対ともう一つそれ以外の3つの論点があれば討議をやるのがよいと思う。委員で話し合いそれ以外についてをどうしていくかを討議する。申合せ事項は事前に討議を申出ることになっているため、その場でもできるようにハードルを下げるとよいかもしれない。12月定例会でやるなら申合せ事項の「開会日までに委員長に意向を表明し、課題・論点を説明する。委員長は、他の委員に提案の内容(課題・論点)を説明する。」を変える必要がある。

(委員長) 議案が出されないと討議できる議案があるかわからないが、12月定例会から始めてみることでよいか。

(委員) 事前の申出をやめてその場でできるようにするなら12月定例会までに申合せ事項を変えないとできない。練習であれば仮議案を作りディベート的にやるしかない。

(委員) 申合せ事項はどこを変えるのか。

(委員) 議会運営委員会である。

(委員) なぜ討議ができないのか会派の意見をもらい、こうしたらやれるという意見を聞いた方がよい。とりあえずどうしてもやるのなら今の申合せ事項でやってみる。やるためには意見をもらった方がよい。

(委員) 会派からは一度意見をもらっている。

(委員長) 委員以外の議員にも議員間討議の録画等を見てもらい、意見を伺うこととしてよいか。

#### <異議なし>

(委員) 委員以外の議員にも録画等を見てもらい、討議がその場でできるように申合せ事項の「開会日までに委員長に意向を表明し、課題・論点を説明する。委員長は、他の委員に提案の内容(課題・論点)を説明する。」をなくすことで、会議の議論が進んでいるがどうかということについて会派の意見をもらうの

がよいと思う。

(委員長) 事前に申出るのではなくその場でできるよう議論が進んでいることについて意見を伺うこととする。録画等については事務局から委員以外の議員へ送付してもらう。

(委員長) 9月30日閉会後の全員打合せ会で議会改革特別委員会の進捗状況の報告をしたい。報告内容については、事前に委員にメールの送付をする。

(委員長) 次回の会議は10月27日午前10時からとする。

以上で議会改革特別委員会を終了する。